

| | | | |
|---|---|----|---|
| 参 | 考 | 資 | 料 |
| 予 | 算 | 特 | 別 |
| 町 | 民 | 健 | 康 |
| 令 | 和 | 5 | 年 |
| | | 2 | 月 |
| | | 22 | 日 |

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」とは

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について後期高齢者医療広域連合と連携し（広域連合からの委託を受け）、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施するもの。

具体的には、以下の取組みを実施

- ①市町村の医療専門職（専任の保健師）により、地域の健康課題の分析を行い、取組みの基本的方向性を定め、対象の高齢者を把握する。
- ②国保連合会や医療関係団体との連絡調整を図りながら、保健事業の企画・調整・評価を行う。
- ③高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）を行う。
糖尿病などの生活習慣病や、栄養・口腔・服薬等に関するハイリスク者を把握し、訪問等による個別の相談、支援を行う。

※令和5年度については、長寿健診の結果から糖尿病重症化ハイリスク者および低栄養ハイリスク者を把握し、それぞれに対する個別指導を実施予定。
- ④通い場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行う。
高齢者が集まる通いの場等に出向き、フレイル状態にある高齢者の把握や、フレイル予防の普及啓発、健康相談、健診や医療の受診勧奨、必要時の介護サービスの利用勧奨などを行う。

※令和5年度については、貯筋運動グループの27団体のうち8グループに出向き、1グループに2回ずつ訪問する中で、相談や指導を実施する。